

内閣官房 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所 管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
26	B 地方に対する規制緩和	その他	広域連合における地方版総合戦略の策定等	関西広域連合についても地方版総合戦略の策定を可能とし、総合戦略に基づく交付金の対象とすることを求める。	<p>(提案にあたっての基本的な考え方)</p> <p>まち・ひと・しごと創生法では、都道府県及び市町村が地方版総合戦略を策定することとされているが、関西広域連合のように地方創生に取り組む広域行政組織についても地方版総合戦略の策定を可能とし、総合戦略に基づく交付金の対象とすることを求める。</p> <p>(制度改正の必要性等)</p> <p>関西においては、府県域を越える唯一の広域連合(特別地方公共団体)である関西広域連合があり、関西圏の地方創生に向けて、府県域を越える広域行政課題の解決を図るとともに、防災・観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全などの広域行政の推進に独自に取り組んでいるところである。また、関西広域連合では、「関西圏域の展覧研究会」を設置し、災害に強い国土形成の視点を踏まえつつ、東京一極集中、人口の地域的偏在を食い止め、関西の各地域がそれぞれの個性や資源を活かし、主体的に取り組むしくみのあり方、また、住んでいる人の自覚で、心の豊かさを実感できる関西のあり方など、関西圏域の今後を展望した取組についての研究を行っている。</p> <p>訪日外国人誘客にむけた広域観光振興の取組、関西における広域的・戦略的な産業振興、農林水産業振興の取組、広域ドクターヘリの運航、広域的な再生可能エネルギーの拡大・低炭素社会づくりの推進の取組など、府県域を越えた広域行政について具体的に取組を進めている関西広域連合が地方創生の観点から取組を行うことができるよう、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略の策定を可能とするとともに、総合戦略に基づく交付金の対象とすべきである。</p>	まち・ひと・しごと創生法第9条、第10条	内閣官房	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	提案を踏まえ、地方創生の深化のためには地域連携が重要であることから、まち・ひと・しごと創生に関する事務を処理する広域連合がまち・ひと・しごと創生法上の地方版総合戦略の策定主体となれるよう検討する。なお、「新型交付金」については、その制度につき検討中の段階であり、現時点では回答は困難。	関西広域連合としては可能な限り早期に地方版総合戦略の策定作業に着手したいと考えていることから、広域連合の取組とその実績について十分ご理解いただき、広域連合が地方版総合戦略の策定主体となれるよう速やかに検討願いたい。また、「新型交付金」について検討中の段階であることは理解するが、その交付対象とするとともに、少なくとも都道府県と同様の取扱いとなるよう検討をお願いしたい。	

内閣官房 最終的な調整結果

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容
東三河広域連合	<p>○東三河地域では、市町村域を越える広域行政課題の解決を図るため、東三河広域連合を平成27年1月30日に設立し、市町村事務の共同処理、新たな広域連携事業の調査研究、権限移譲の調査研究などに取り組んでいる。新たな広域連携事業の研究では、この地域の地方創生に向けて、観光振興などについて具体的な取組を進めようとしているところである。東三河広域連合が地方創生の観点から取組を行うことができるよう、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略の策定を可能とするとともに、総合戦略に基づく交付金の対象とすべきである。</p>		/	<p>御提案を踏まえ、引き続き検討を進める。 なお、具体の事例に沿った説明を行う必要があるため、検討に当たって御協力願いたい。</p>	<p>6【内閣官房】 (1)まち・ひと・しごと創生法(平26法136) 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略(9条)及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(10条)については、地方自治法(昭22法67)284条1項に規定する広域連合が当該広域連合の規約に定めることにより総合戦略を策定することができることを、平成27年度中に「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について(通知)」(平26内閣審議官)を改正し、地方公共団体に周知する。</p>